

九州保健福祉大学

平成 21 年度
健康管理センター活動報告書



九州保健福祉大学 健康管理センター

はじめに

従来、健康管理センターは学生相談業務のみを担当していましたが、平成19年度より保健業務を加えることにより、学生相談室と保健室の2室構成となり、学生の心身の健康問題に総合的に対処できるようになりました。この機構改変に伴い、平成19年度より九州保健福祉大学健康管理センター単独での活動報告書を発刊することになりました。

本学の健康管理センターは、学生相談室と保健室が隣接しており、精神的ストレスが身体症状として発現するような事例にもスムーズに対応できる構成になっています。教員の先生方にはオフィス・アワーを設けていただきましたが、まだ学生には十分利用されておらず、当センターへ相談に訪れる多くの学生がいます。今後も、本学学生の健康管理に寄与していきたいと考えています。

感染症対策は、当センターとしても大きな課題のひとつです。昨年は新型インフルエンザ(H1N1)が世界中で流行し、本学でも多数の学生が罹患しましたが、幸いなことに重傷者はいませんでした。世界中で新型インフルエンザ危機が叫ばれています。全世界の鳥類の間で毒性の強い鳥インフルエンザ(H5N1型)が大流行を起こしています。今のところ、この鳥インフルエンザは簡単に人には感染しません。しかし、このウイルスは、人に感染しやすい形へと変異を続けています。鳥インフルエンザが人から人へ容易に感染するように変異した「新型インフルエンザ」の発生は、時間の問題だといわれています。そこで、新型インフルエンザの予防ならびに患者が発生した場合の対応を迅速に行うために、本学における新型インフルエンザ対策マニュアルを文部科学省行動計画をもとに策定しました。実際的なものではなく、教職員に役立つ事務的なマニュアルになっています。マニュアルは本冊子の巻末に掲載していますので、是非ご一読ください。

人間力やコミュニケーション技術の低い学生が増えてきました。正解のない成熟社会のなかで学生たちは悩んでいます。学生たちは多様化しています。学生のタイプも保護者の願いも非常に多様で複雑化した成熟社会における大学では、すべての学生に私たちだけで満足のいく対応を提供できるわけがありません。不規則な生活リズムや食生活のために、身体的な健康を損なう学生もいます。今後は、ヘルスプロモーション活動を推進することにより、学生自身の健康力を向上できればと考えています。

平成22年4月

九州保健福祉大学
健康管理センター長
園田 徹

目次

I.	組織構成ならびに構成員	1
II.	学生相談室の利用状況と今後の課題	2
III.	保健室の利用状況と今後の課題	4
IV.	学術発表と今後の研究の方向性	7
V.	附録	
1.	九州保健福祉大学における 新型インフルエンザ対応マニュアル	
2.	学内 A E D 設置場所	

I 組織構成ならびに構成員

1. 組織構成

平成 18 年度までは、健康管理センターは主として学生相談のみを実施してきたが、平成 19 年度に機構改編を行い、従来の業務である学生相談業務に保健業務も加え、学生の心身の問題に包括的に取り組める体制となった。

- 健康管理センター
-
- ① 保健室—疾病、外傷などの応急処置ならびに学生の健康診断に
かかる業務を行う。
- ② 学生相談室—学生の抱える諸問題についてカウンセリングを行
い、その精神的健康状態の向上を図る。

2. 平成 21 年度構成員

組織改編に伴い、構成員が以下のように変更になり、それぞれの専門領域に応じて学生相談室業務と保健室業務を分担して実施した。

- ・センター長 園田 徹
- ・参与 鶴 紀子
- ・専門委員 田中 陽子
飯干 紀代子
前田 直樹
立石 恵子
- ・学生相談員 岩永 知佐子
- ・事務職員 黒川 真舟 (学生課と兼務)

(園田 徹)

II 学生相談室の利用状況と今後の課題

1. 学生相談室の利用状況

平成 21 年度は延べ 150 名を超える学生が利用していた。しかし、新型インフルエンザの流行などもあり、昨年度に比べると利用者数は減少している。特徴的なのは、前期も後期も始まるとともに実数が増え、4・7・11 月に延べ数が増えていることである（図 1）。延べ数が増えているのは、学年の始めと中頃に当たる。一人暮らしなどの新しい生活が始まった頃と少し慣れて友人関係などが深まりつつある頃であり、そのために相談が複数回に渡ったと考えられる。また、今年度に限っては、新型インフルエンザが 11 月から急増した影響もあると考えられる。学年別・性別では、学部でやや異なるものの 2・3 年生が多く、女子学生が圧倒的に多い（表 1）。主訴別では、①「健康」、②「適応」、③その他となっている（図 2）が、「健康」は若干多めであるだけで「適応」とほぼ同数といつてもよいと思われる。

2. 今後の課題

昨年度と大きく異なる傾向は、月ごとの「健康」と「適応」の来談者数が逆の傾向を見せていることである。これは一つの要因として、昨年度に指摘した心の不調を体の不調としていることが考えられる。その傾向が顕著になってきているために「健康」と「適応」の来談者数が逆転傾向にあり、実質的にはそれらを同じ内容のものとして加算したほうが妥当と言えるのかもしれない。ちなみに、この悩みと向き合えない学生の増加は、学生相談室の利用の仕方の変化からも推測される。今年度は来談者一人当たりの面接回数が 1.92 回だったのに対して、延べ来談者数が最も多かった平成 14 年度は 10.1 回であった。これに対応するため、保健室との連携を深めることが重要である。また、学生が悩みに向き合えるよう対応していく必要があるだろう。

また、今年度の特徴として、まだ明らかではないが、次のような学生相談室の利用の二極化がある。一方では、相談というよりも雑談の範疇に入るような内容が増えてきている。これが主訴別であがっている「その他」に含まれている。本学では、そのカリキュラムの特徴から、同学年で過ごすことが多い。そのほとんどが同世代である。この同世代の集団の中では居づらいと思う学生が増えてきたのであろうか。他方、大学内の学生相談室の範囲外ではないかと思うほどの非常に深刻なケースも増えてきた。中には心理学的な個別のケアだけでは好転しないようなケースもある。今のところ医療機関とはある程度の連携ができていると考えているが、それでも対応が難しい場合がある。また、医療以外の領域との連携が必要な場合もある。健康管理センターの役割を検討し、体制を整える必要があると思われる。

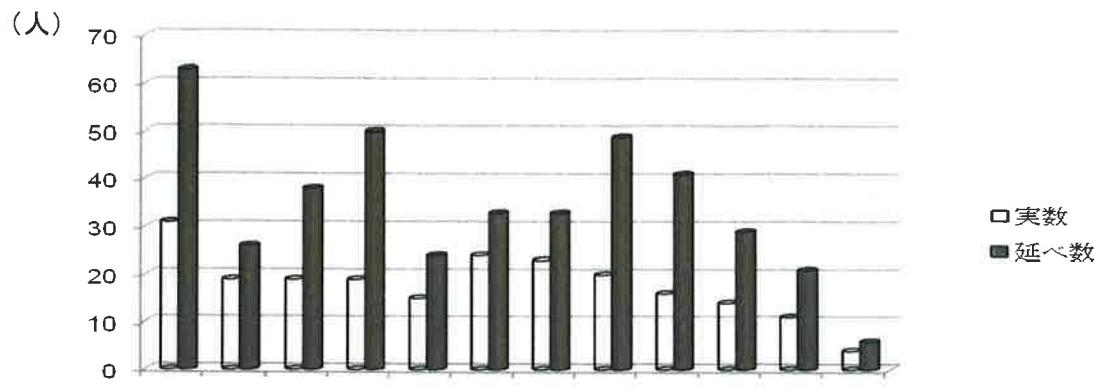


図 1 来談者数（月別）

表 1 学部別学年別来談者数（年間）

			1年次	2年次	3年次	4年次	通信・その他	合 計
来談人員(実数計)	社会福祉学部	男	9	0	23	13	0	45
		女	11	23	22	5	0	61
	保健科学部	男	1	7	2	6	0	16
		女	8	24	27	8	1	68
	薬学部	男	0	0	0	2	0	2
		女	8	14	1	0	0	23
	合 計	男	10	7	25	21	0	63
		女	27	61	50	13	1	152

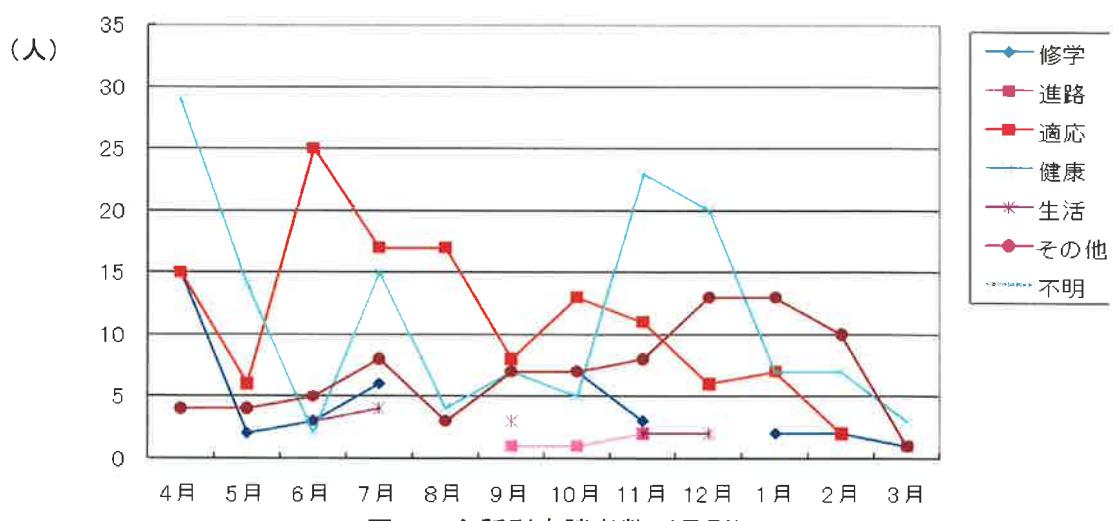


図 2 主訴別来談者数（月別）

(田中陽子・飯干紀代子)

III 保健室の利用状況と今後の課題

1. 保健室の利用状況

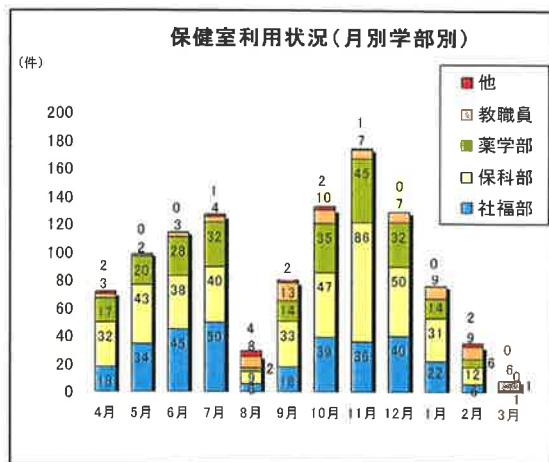
平成21年度の保健室利用者総数は1,077名(学部生982名、教職員81名、その他14名)で、昨年度に比べると約24%増加傾向であった。

学部別の利用状況では、新型インフルエンザの流行期(10月～12月)に保健科学部の来室が多かったが、罹患欠席では薬学部が多かった。男女比でみると、社会福祉学部は男子、保健科学部・薬学部は女子の利用が多かった。
(図3～5・表2)

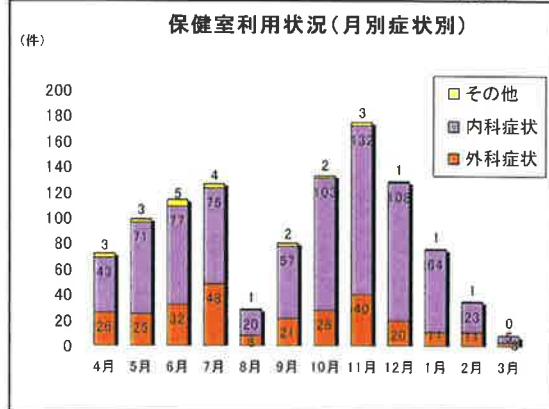
月別の利用状況をみると、内科症状では5月～7月・10月～12月の利用が多く、風邪・頭痛発熱・気分不良の症状が目立った。外科症状では、擦傷・切傷・筋肉関節痛等の症状が多くかった。
(図6～7)

また、曜日別・時間別利用状況をみてみると、曜日別では、若干週の中日に多くなる傾向ではある。時間別では、昼の時間帯が多いが、朝から保健室利用がみられるのは、気になるところである。
(図8～9)

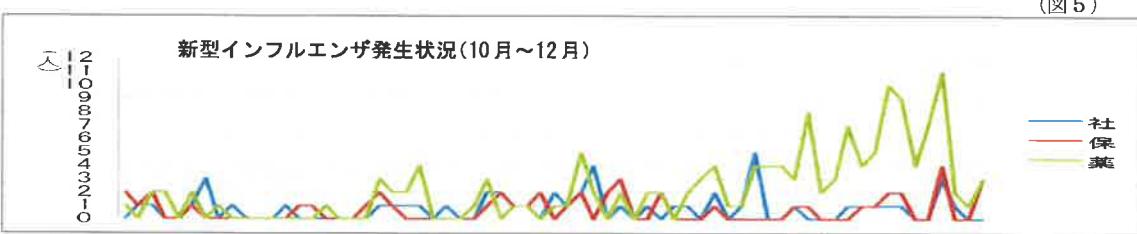
(図3)



(図4)



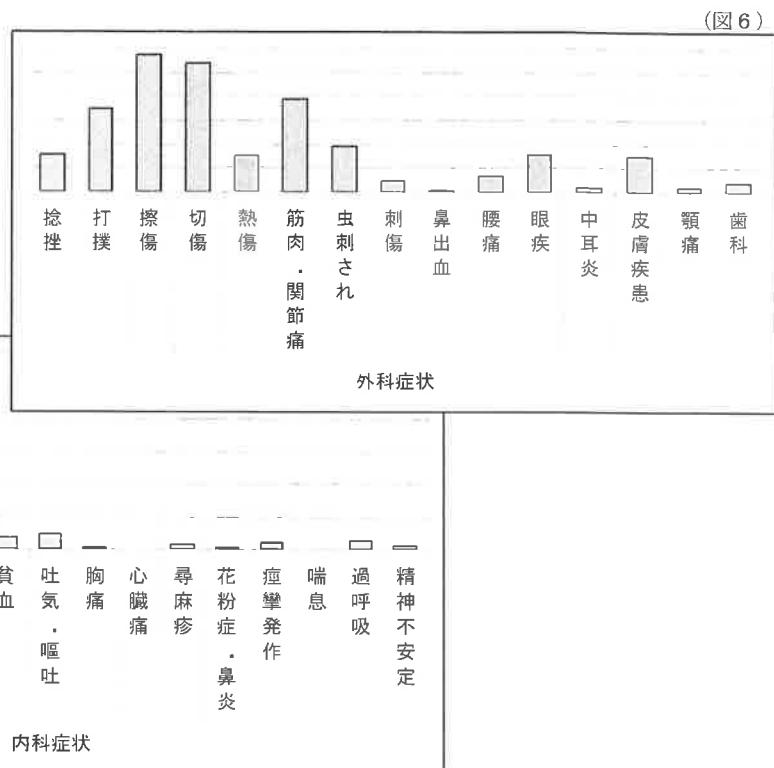
(図5)



2. 今後の課題

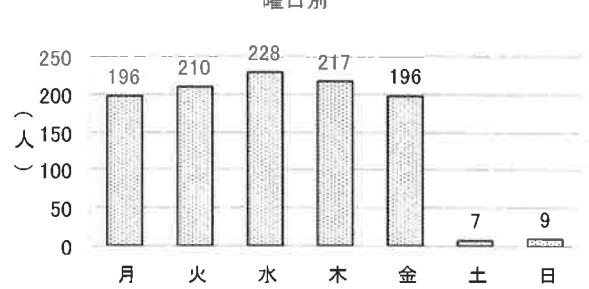
昨年と同様に内科症状での利用者が多かった。月別の利用状況をみると、新学期開始等の環境の変化や試験期間等での生活習慣の乱れや流感期の健康管理意識の未熟さなどが体調に影響を及ぼしていると思われる。當時心身の健康状態に关心を持たせ、健康的な生活を実践できるように自身の体調管理や生活習慣について助言をしていく必要がある。特に食生活や睡眠が乱れがちになるので問診や談話などから、学生の生活習慣を把握した適切な助言が大事である。また、新型インフルエンザ等の感染症の予防対策も流行期に遅れることなく、早期に対処していく必要がある。さらには、心の問題が原因で身体症状を訴えることもあるため、必要時は学生相談室や学生課との連携を行うなどの対応をしていく必要がある。

○症状別詳細内容



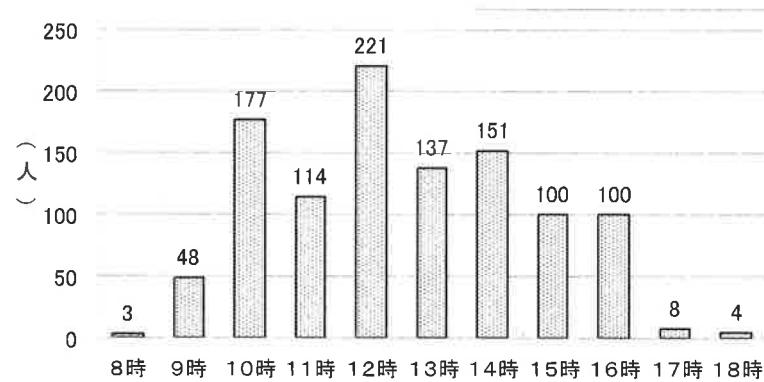
○曜日別・時間別利用傾向

(図 8)



(図 9)

時間別



○月別学部別利用状況 (表2)

社会福祉学部

	外科症状		内科症状		その他		合計
	男	女	男	女	男	女	
4月	2	2	8	5	0	1	18
5月	4	10	11	8	0	1	34
6月	9	8	15	12	0	1	45
7月	9	8	17	14	1	1	50
8月	3	0	3	0	0	0	6
9月	1	4	5	8	0	0	18
10月	6	3	11	19	0	0	39
11月	10	2	14	9	1	0	36
12月	8	3	17	12	0	0	40
1月	4	1	14	3	0	0	22
2月	0	2	3	1	0	0	6
3月	0	0	1	0	0	0	1
合計	56	43	119	91	2	4	315

教職員

	外科症状		内科症状		その他		合計
	男	女	男	女	男	女	
4月	1	0	0	2	0	0	3
5月	0	0	1	1	0	0	2
6月	0	0	1	2	0	0	3
7月	2	1	0	1	0	0	4
8月	3	0	5	0	0	0	8
9月	3	2	6	2	0	0	13
10月	1	1	6	2	0	0	10
11月	3	1	3	0	0	0	7
12月	1	0	4	2	0	0	7
1月	0	0	5	4	0	0	9
2月	0	5	2	2	0	0	9
3月	1	1	2	2	0	0	6
合計	15	11	35	20	0	0	81

保健科学部

	外科症状		内科症状		その他		合計
	男	女	男	女	男	女	
4月	5	6	10	9	0	2	32
5月	2	2	10	27	0	2	43
6月	5	4	6	20	1	2	38
7月	2	15	5	18	0	0	40
8月	0	2	0	6	0	1	9
9月	2	4	12	15	0	0	33
10月	3	6	7	31	0	0	47
11月	4	12	16	52	0	2	86
12月	0	4	18	27	0	1	50
1月	1	2	9	18	0	1	31
2月	1	1	4	6	0	0	12
3月	1	0	0	0	0	0	1
合計	26	58	97	229	1	11	422

通信学部

	外科症状		内科症状		その他		合計
	男	女	男	女	男	女	
4月	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	1	1	0	0	2
9月	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	1	0	0	2

薬学部

	外科症状		内科症状		その他		合計
	男	女	男	女	男	女	
4月	4	5	2	6	0	0	17
5月	2	5	1	12	0	0	20
6月	3	3	1	20	0	1	28
7月	3	7	2	18	0	2	32
8月	0	0	1	1	0	0	2
9月	1	4	1	6	0	2	14
10月	7	1	8	18	0	1	35
11月	6	2	16	21	0	0	45
12月	1	3	9	19	0	0	32
1月	1	2	2	9	0	0	14
2月	0	1	3	1	0	1	6
3月	0	0	0	0	0	0	0
合計	28	33	46	131	0	7	245

その他

	外科症状		内科症状		その他		合計
	男	女	男	女	男	女	
4月	1	0	0	1	0	0	2
5月	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0
7月	1	0	0	0	0	0	1
8月	0	0	1	1	0	0	2
9月	0	0	2	0	0	0	2
10月	0	0	0	1	0	1	2
11月	0	0	1	0	0	0	1
12月	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	1	0	1	0	0	2
3月	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	1	4	4	0	1	12

(岩永知佐子)

IV 学術発表と今後の研究の方向性

本学健康管理センターでは、日常の相談業務に加えて、精神的健康に関連する調査研究を行い、毎年 10 月に行われる全国大学保健管理研究集会において研究発表を行っている。これまで、在学生を対象にした質問紙調査を行い、近年の大学生の心理的な特徴を把握する研究を行ってきた。

しかしながら、学生相談室の利用者の増加にともなって、一般の学生の調査だけではなく、学生相談室利用者の心理的健康度に焦点を当てた調査・研究が必要になってきた。そこで、平成 21 年度より、新規来談者に対して、POMS の実施に加え、過去の学校形態、適応状況や欠席状況を含めたアセスメントを開始した。現在の多様な教育環境や支援環境において、上記のことを把握しておくことは、心理面の問題解決だけでなく、休退学の未然の予防につながると考えられる。

平成 21 年度は新規のサンプル数に限りがあり、学会発表を見送ったが、今後はデータのサンプル数を増やし、来談者の実態とその対策について分析・検討していく予定である。また、調査研究だけでなく、事例研究も今後発表していく必要があると考えている。

多様な学生のニーズに対応するため、学生相談活動では日常の相談業務だけでなく、様々な調査研究活動を行うことが求められている。本学健康管理センターにおいても、いくつかのテーマを決めて研究活動を行っている。この研究活動は年々充実したものになっており、今後も研究活動を継続させて現場の相談活動に役立てていく必要があると思われる。

(前田直樹)

V 付 錄

1 九州保健福祉大学における新型インフルエンザ対応マニュアル

健康管理センター長 園田 徹 教授

2 AED設置場所地図

学生課 黒川 真舟

九州保健福祉大学における新型インフルエンザ対応マニュアル

現在の WHO による新型インフルエンザ警戒レベルは「フェーズ 3」（下図参照）で「新しい亜型のウイルスの人から人への感染は基本的にはない」という状況です。しかし、平成 15 年末以降、人への感染事例がアジアを中心に広がっており、人から人への感染による新型インフルエンザ発生の懸念が高まっています。

WHOによる新型インフルエンザの警戒レベル（フェーズ）区分	
前流行期	フェーズ 1 新しい亜型のインフルエンザウイルスは人からは検出されていない。 新しい亜型のインフルエンザウイルスが動物から人へ感染する可能性は低い。
流行危険期	フェーズ 2 新しい亜型のインフルエンザウイルスは人からは検出されていないが、 動物から人へ感染するリスクが高い。 フェーズ 3 新しい亜型のウイルスの人への感染が確認されているが、 基本的には人から人への感染はない。
流行期	フェーズ 4 人での小さな集団感染が認められるが、感染はごく限られた地域で、 ウイルスはそれほど人に適合していない。 フェーズ 5 より大きな集団感染が認められる。人に完全に適合しているとはいえないが、 適合力が増している。 フェーズ 6 パンデミック（世界的大流行）が発生し、人で感染が拡大している。

発生段階（下図参照）に応じて適切な対策を講じることが大切である。第二段階から第四段階までは、6か月から1年半かかることが予想されている。

発生段階	状態
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなつた事例が生じた状態
（各都道府県の判断）	感染拡大期 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態 まん延期 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態 回復期 各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

I. 前段階（未発生期）（新型インフルエンザが発生していない状態）

- (1) 新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止、重要業務の継続や不用不急の業務の縮小について計画を策定するなど十分な事前の準備を行う。
- (2) 新型インフルエンザが発生した場合に備えて、情報収集体制および連絡体制について準備・確認する。
- (3) 海外の日本人留学生に対する注意喚起
 - ア 留学を予定している学生がいる場合には、留学予定の地域についての外務省の渡航情報や厚生労働省などの情報を確認するとともに、在外公館や留学先の学校などを通じて現地の状況を把握した上で、学生の留学についての助言を行う。
 - イ 学生が現に留学している場合には、当該学生に対し関係情報を周知するよう努めるとともに、必要に応じ適切な助言を行う。特に現地の情報を収集する観点から、以下の点について当該学生に周知するよう努める。
 - ・ 現地の在外公館に在留届を提出すること。
 - ・ 在外公館のホームページなどを活用し、最新の現地情報の収集に努めるとともに、必要に応じて、在外公館に照会すること。
 - ・ 感染の疑いがある場合、国内の在籍学校や在外公館に連絡すること。
- (4) 野鳥や飼育動物に関する注意喚起
学生、教職員などに以下の点について周知する。
 - ・ 野鳥に近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。
 - ・ 死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らず、教育委員会に報告するか、獣医師、家畜保健衛生所または保健所に相談すること。
 - ・ 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。また、飼育動物などに触った後は手洗いやうかいを行い、糞尿を速やかに処理するなどして飼育動物の周りを清潔にすることなどを心がけること。
- (5) 発病者に対応する者が着用する個人防護具(Personal Protective Equipment, PPE)の十分な準備と適切な脱着訓練をしておく。

II. 第一段階（海外発生期）（海外で新型インフルエンザが発生した状態）

- (1) 日本国内で発生した場合（第二段階以降）に、文部科学省等および地方公共団体の保険部局などからの臨時休業などの情報提供や要請に速やかに対応できるよ

う、学内の連絡網などについて整備・確認しておくこと。なお、臨時休業などの情報提供や要請に迅速に対応できるように、各学生への周知方法を確認すること。また、文部科学省などからの入学試験の延長などの要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築および第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法などについてあらかじめ十分な検討・準備を行うこと。

- (2) 文部科学省などから示される情報などを踏まえつつ、保健センターなどからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、海外での新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法などについて、新たに得られた情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導する。
- (3) 患者発生国・地域への海外旅行、留学などについては、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するように学生や教職員に周知すること。
- (4) 大学などの留学生交流担当課に、通知などの手段により、感染予防策や発生状況など、新型インフルエンザの関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請する。
 - ・ 発生国に留学中の日本人学生との連絡体制を確保すること。
 - ・ 学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行うこと。
 - ・ 発生国・周辺地域から帰国した学生および入国した留学生に対して、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関などを受診するようあらかじめ指導すること。
- (5) SARS の教訓を踏まえ、新型インフルエンザ発生国・地域から帰国した学生や教職員が、各大学などにおいて風評により不当な扱いを受けることがないよう、冷静な対応がとられること。

III. 第二段階（国内発生早期）（国内で新型インフルエンザが発生した状態）

- (1) 文部科学省等および地方公共団体の保健部局などからの臨時休業などの情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡網などについて確認すること。なお、臨時休業などの情報提供や要請に迅速に対応できるよう、各学生への周知方法を確認すること。また、文部科学省などからの入学試験の延長などの要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係

機関との連携・協力体制の構築および第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法などについて再度十分な検討・準備を行うこと。その際、大学などの所在地区の状況のみではなく、入学志願者の出身地区の状況も考慮すること。

- (2) 文部科学省などから示される情報などを踏まえつつ、保健センターなどからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、新型インフルエンザについての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。
- (3) 予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また、症状のある人は「咳エチケット」（注）を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるように指導すること。
- (4) 学生および保護者などに対して、本人および家族などの健康状態に特に注意し、異変がみられる場合には、医療機関などに相談するよう指導すること。
- (5) 学生や教職員に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症法に基づき、入院措置などが講じられることから、厚生労働大臣および都道府県知事の要請に對して速やかに協力すること。
- (6) 大学などにおいて、学生や教職員に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該大学などの設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局などと相談するとともに、文部科学省等および都道府県などから発表される情報を踏まえ、臨時休業などや入学試験の延期などの措置が適切に講じられるようにすること。
- (7) 都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局などから学校の臨時休業の要請があった場合、大学などの設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局などと相談しつつ、臨時休業の開始時期および対象校や入学試験の延期などの開始時期および範囲を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- (8) 学校が臨時休業および入学試験の延長などの措置を行った際には、大学などの設置者は、文部科学省にその旨を報告すること（図1参照）。
- (9) 大学などの臨時休業や入学試験の延長などの措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期などの措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省などからの情報などに基づき、文部科学大臣所轄の学校法人に対し、臨時休業や入学試験に延期などの要請を行うことがありうること（図1

参照)。

- (10) 大学などの臨時休業などの措置などを講じるに当たっては、患者などやその家族および接触者に対する差別が起こらないように十分留意すること。
- (11) 患者発生国・地域への海外旅行、留学などについては、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知すること。
- (12) 大学などの留学生交流担当課に、通知などの手段により、感染予防や発生状況など、新型インフルエンザの関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請する。
 - ・ 留学中の日本人学生との連絡体制を確保すること。
 - ・ 学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行うこと。
 - ・ 発生国・周辺地域から帰国した学生および入国した留学生に対して、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関などを受診するようあらかじめ指導すること。

注：咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することで周囲の人に感染させないよう、咳エチケットを行う。

(方法)

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できるかぎり1~2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力、飛沫が拡散しないようとする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないように注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にはマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

IV. 第三段階（感染拡大期、蔓延期、回復期）（国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態）

感染拡大期：各都道府県において、入院措置などによる感染拡大防止効果が期待される状態

蔓延期：各都道府県において、入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態

回復期：各都道府県において、ピークを超えたと判断できる状態

〈感染拡大期〉

- (1) 文部科学省等および地方公共団体の保健部局などからの臨時休業などの情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡網などについて確認すること。
なお、臨時休業などの情報提供や要請に迅速に対応できるように、各学生への周知方法を確認すること。また、文部科学省などからの入学試験の延長などの要請に迅速に対応できるように、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築および回復期以降の受験機会の確保措置の実施方法などについて再度十分な検討・準備を行うこと。その際、大学などの所在地区の状況のみではなく、入学志願者の出身地区の状況も考慮すること。
- (2) 文部科学省などから示される情報などを踏まえつつ、保健センターなどからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、新型インフルエンザについての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。
- (3) 予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また、症状のある人は「咳エチケット」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるように指導すること。
- (4) 学生および保護者などに対して、本人および家族などの健康状態に特に注意し、異変がみられる場合には、保健所などに相談するよう指導すること。
- (5) 学生や教職員に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症法に基づき、入院措置などが講じられることから、厚生労働大臣および都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- (6) 大学などにおいて、学生や教職員に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該大学などの設置者は、ただちに発生した地域の都道府県

保健部局などと相談するとともに、文部科学省等および都道府県などから発表される情報を踏まえ、臨時休業などや入学試験の延期などの措置が適切に講じられるようにすること。

- (7) 都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局などから学校の臨時休業の要請があった場合、大学などの設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局などと相談しつつ、臨時休業の開始時期および対象校や入学試験の延期などの開始時期および範囲を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- (8) 学校が臨時休業および入学試験の延長などの措置を行った際には、大学などの設置者は、文部科学省にその旨を報告すること（図1参照）。
- (9) 大学などの臨時休業や入学試験の延長などの措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期などの措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省などからの情報などに基づき、文部科学大臣所轄の学校法人に対し、臨時休業や入学試験に延期などの要請を行うことがありうること（図1参照）。
- (10) 大学などの臨時休業などの措置などを講じるに当たっては、患者などやその家族および接触者に対する差別が起こらないように十分留意すること。
- (11) 海外旅行、留学などについては、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、原則自粛するよう学生や教職員に周知すること。
- (12) 大学などの留学生交流担当課に、通知などの手段により、感染予防策や発生状況など、新型インフルエンザの関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請する。
 - ・ 留学中の日本人学生との連絡体制を確保すること。
 - ・ 学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行うこと。
 - ・ 発生国・周辺地域から帰国した学生および入国した留学生に対して、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関などを受診するようあらかじめ指導すること。

〈蔓延期〉

- (1) 大学などの臨時休業を行い、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中の各大学などと学生との連絡方法を明確にし、臨時休業中の授業などの履修上の取扱いや学生生活について十分な指導を行うこと。

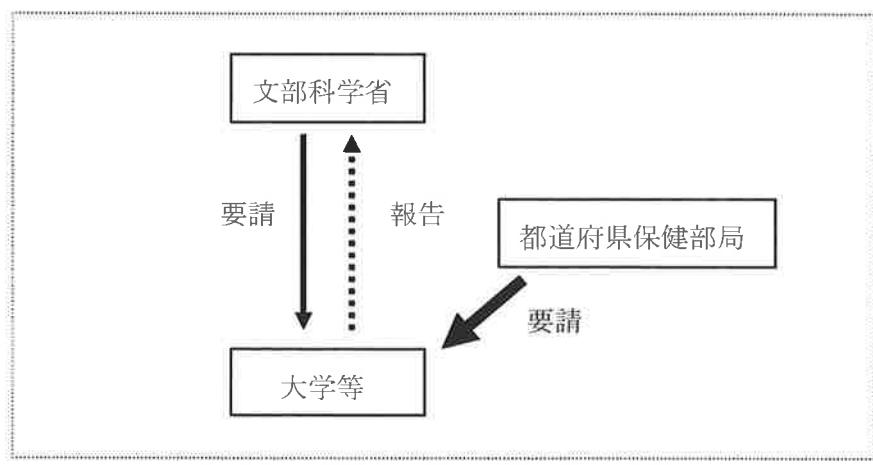
- (2) 新型インフルエンザ患者を対象とした入院措置は解除されているため、学生や教職員などが発症した場合には、適切な医療機関（発熱外来など）を受診するよう指導し、保健所などに設置される発熱相談センターと連携すること。
- (3) その他については、感染拡大期の対応を引き続き行う。

〈回復期〉

- (1) 大学などの設置者は、都道府県保健部局などから大学などの臨時休業終了の要請があった場合、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局などと相談しつつ、臨時休業の終了時期および対象校を検討し、臨時休業終了の措置が適切に講じられるようにすること。
- (2) 大学などが臨時休業を終了した際には、大学などの設置者は、文部科学省にその旨を報告すること（図1参照）。
- (3) その他については、感染拡大期の対応を引き続き行う。

V. 第四段階（小康期）（患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態）

- (1) 引き続き、回復期の対応を行う。
- (2) 勤務体制の見直し等を行い、文部科学省との連携体制を再度確認すること。
- (3) 文部科学省からの通知などを踏まえ、学生および教職員などが新型インフルエンザと疑われる症状を呈した場合および感染が確定した場合の対応などについて、流行の第二波に備え十分に周知を行うとともに、必要に応じ、見直しを行うこと。



（図1） 臨時休業等の要請と報告の流れ

備蓄品チェックリスト

新型インフルエンザ発生後には必要なものが買えなくなる可能性もあります。足りないものは今から揃え始めましょう。また赤ちゃんのいる方は紙オムツなど、リストになくても、状況に応じて準備しておきましょう。

感染防止用品



- 体温計(予備も)
- マスク(外科用マスク・市販の花粉・ウイルス防止マスク)
※使い捨てなので1人につき50枚以上用意したいところ
- うがい薬
- ゴム手袋(薄いものと厚いもの)
- ゴーグル(目からの飛沫感染防止)
- 消毒薬(アルコール・次亜塩素酸ナトリウム) ※ブリーチ・ハイターなど
- ピニール袋(使用済みのティッシュやマスクを密封して捨てる)

家庭内治療用品



- 解熱剤(15歳未満はアセトアミノフェン) ※タイレノール・小児用バファリンCⅡ等
- 冷却剤(冷却枕・氷枕・水枕など)
- スポーツ飲料※粉末だと備蓄に便利、発熱時の水分補給にもよい

食料品



- 主食(米・餅・麺類・シリアル・パン)
- 菓子類(ビスケット・チョコレート・飴など)
- レトルト食品・インスタント食品
- 缶詰(肉・魚・果物など)
- スープ、おかゆ
- ジャム・ゼリー状栄養補助食品(発熱時の栄養摂取にも)
- 冷凍食品※ライフラインのストップもあるので万全ではない
- プロセスチーズ、ロングライフ牛乳、スキムミルク

日用品



- ティッシュペーパー・トイレットペーパー
- 生理用品
- 洗剤・液状石けん

一般薬(常備薬)

- 胃薬・消毒薬(傷薬)・整腸剤など
- その他持病の処方薬(血圧の薬など)

その他



- 飲料水(1日あたり1人最低2リットル)

- 懐中電灯・乾電池・携帯電話充電器

- ラジオ

ライフラインがストップした場合に備えて、地震のときなど通常の災害時にも使えるものも用意しましょう。

- 手まわし発電機

- カセットコンロ(ガスボンベ)

- 多少の現金

※石油ストーブも停電時には有効

無理のない備蓄のコツ

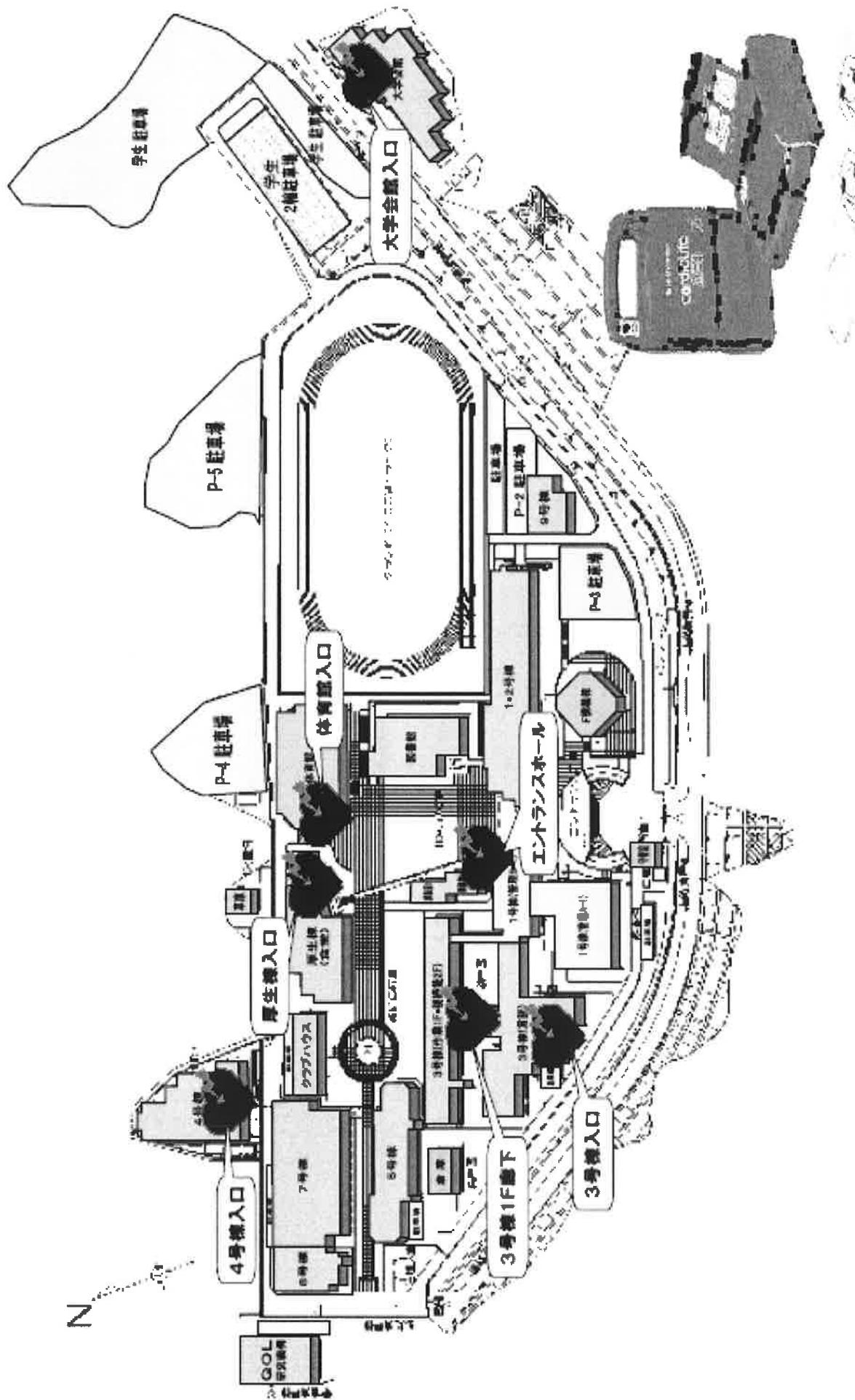
- 食品の消費期限が迫ったら普段の食事やおやつに使って新たに買い足す。

- 業務用の商品を買っての備蓄も一つの方法。

【関連のホームページ】

- ・国立感染症研究所感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・文部科学省の新型インフルエンザに関するホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/index.htm
- ・内閣官房のホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>
- ・WHO（鳥インフルエンザ）http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/
- ・厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・新型インフルエンザ H5N1 <http://www.lettuceclub.net/influenza/>
- ・パンデミック・フルーレ <http://blog.moura.jp/influenza/>

פֶּרֶשׁ אֵדָת



AED (緊急用除細動器)

九州保健福祉大学

平成 21 年度 健康管理センター 活動報告書

平成 22 年 9 月発行

表紙・装丁 立石 恵子

発行者 九州保健福祉大学健康管理センター

〒882-8508 宮崎県延岡市吉野町 1714-1

TEL 0982-23-5555 (代表)

印刷所 有限会社クリップ

〒882-0861 宮崎県延岡市別府町 3160-2

TEL 0982-32-3203



九州保健福祉大学
平成 21 年度
健康管理センター 活動報告書